

◆ 本を読んであなたの思いを伝えましょう

## 読書感想文コンクール 作品募集

【問い合わせ】 上野図書館  
☎ 21-6868 FAX 21-8999



読書は豊かな人間性や考える力を育みます。読書で感じたことを綴って表現してみませんか。

一般の方の作品もお待ちしています。

### 【課題】

自由 ※未発表のものに限ります。

### 【応募資格】

市内在住・在勤・在学の人

### 【応募区分】

第1部：高校生・大学生・一般

第2部：中学生

第3部：小学生

### 【応募規定】

○縦書き 400字詰め原稿用紙を使用し、応募は1人

1点とします。

○原稿枚数は、第1部・第2部は5枚以内、第3部は3枚以内とします。

○題名は原稿の1枚目の欄外へ記入し、住所・氏名・学校名などは、応募票に記入の上、原稿に添えて提出してください。

○応募原稿は返却しません。

### 【各賞】

特選・入選の人には、賞状と副賞をお渡しします。

【応募方法】 郵送・持参

### 【応募期間】

9月1日(金)～10月3日(火) ※必着

【応募先】 〒518-0873

伊賀市上野丸之内40番地の5 伊賀市上野図書館

◆ ご存じですか「保険料免除制度」・「納付猶予制度」

## 国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課  
☎ 22-9659 FAX 26-0151

### ■国民年金保険料の免除制度

#### 《保険料免除制度・納付猶予制度》

保険料を納め忘れた状態で、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合にご利用ください。

【対象期間】 7月～平成30年6月分

#### 《学生納付特例》

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。

【対象者】 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校(就業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】 4月～平成30年3月

※いずれの制度も原則として毎年申請が必要です。

※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。その期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、すみやかに申請してください。

### ■免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の年金額が少なくなりますが、10年以内であればあとから

保険料を納めること(追納)ができます。

※すでに老齢基礎年金を受けている人は追納することができません。

※保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 保険年金課・各支所住民福祉課  
津年金事務所 ☎ 059-228-9112

### ▶日本年金機構からのお知らせ

8月1日以降、年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が25年から10年に短縮されます。対象者には、「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしていますので、できるだけお早めに手続きをお願いします。

～年金の予約相談をご利用ください～

日本年金機構では、電話予約による年金相談を実施しています。年金相談全般について、優先的にスムーズに相談をすることができます。

詳しくはお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

津年金事務所(予約担当) ☎ 059-228-9120

◆株式会社の仕組みを学びませんか

# チャレンジ！お菓子の株式会社

【問い合わせ】 上野公民館  
☎ 22-9637 FAX 22-9692

## 【と き】

8月5日(土)  
午後1時30分～3時30分

## 【ところ】

ハイトピア伊賀 5階学習室2



## 【内 容】

グループに分かれて、お菓子を作る会社経営を体験して、株式会社の仕組みやお金の流れを学習します。

講師：日本証券業協会職員

### ◆株式会社って何だろう

テキストを参考に、身近な株式会社や、株式会社の仕組みがどうなっているのか、事業活動の流れなどについて学びます。

### ◆株式会社を体験してみよう

〇力を合わせて新しいお菓子を作ってみよう！

お菓子の株式会社の経営者となって、資金を集めるために、グループ毎に新商品を開発し、商品パッケージを製作します。

〇応援したい会社に投票してみよう！  
各グループが作った新商品に投票を行います。

〇お菓子を作る機械を買ってみよう！  
集まった資金（票）をもとに設備投資を行います。

## 【持ち物】

筆記用具・カラーペンまたは色鉛筆・はさみ・のり

## 【対象者】

親子（小学校4年生～6年生とその保護者）

## 【定 員】 10組

※申込者多数の場合は抽選となり、結果は郵送します。

## 【申込方法】

住所・氏名・電話番号・子どもの学年を電話でご連絡いただくか、市ホームページにある申込書を持参して申し込んでください。

## 【申込期間】 7月7日(金)～18日(火)

## 【応募先・問い合わせ】

〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地  
ハイトピア伊賀 5階 上野公民館

◆昨年8月にオープンしました！

# 多文化共生センターを紹介します

【問い合わせ】 市民生活課  
☎ 22-9702 FAX 22-9641

この施設は、在住外国人の生活や活動を支援するとともに、異文化理解を深めるための交流や学習、生活相談ができる多文化共生の拠点施設です。

国際交流協会も施設内に事務所を置いていますので、国際交流に関心のある人もお越しいただけます。

## 【業務内容】

〇外国人相談窓口 〇多言語による情報提供

〇日本人も参加できる交流イベント

〇外国人観光客への情報提供 〇各種講座 など

また、観光に訪れる英語圏・中国語圏の人向けの観光パンフレットや旅の情報なども提供しています。無料で使えるパソコンや有料のカラーコピー機も設置しており、操作方法が分からない場合はスタッフがお手伝いします。



## 【開所日時】

平日と第2・4日曜日の午前9時～午後5時（祝祭日・年末年始を除く。）

## 【ところ】

上野東町 2955 番地

### ◆多言語相談日

月曜日：英語

火曜日：スペイン語

水・金曜日：ポルトガル語・英語

木曜日：中国語

第2日曜日：スペイン語

第4日曜日：中国語・英語

### ◆外国人のための行政書士相談（予約制）

【内 容】 在留資格の相談など

## 【と き】

原則、毎月第1木曜日の午後1時30分～4時

## 【問い合わせ】 市民生活課

伊賀市多文化共生センター ☎ 22-9629